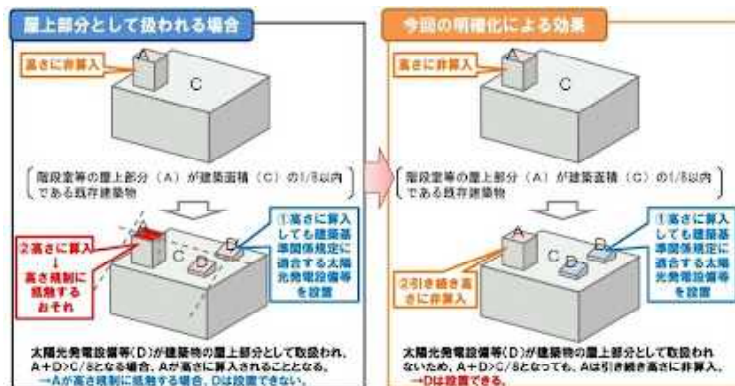


建築物の最高の高さとは太陽光発電設備

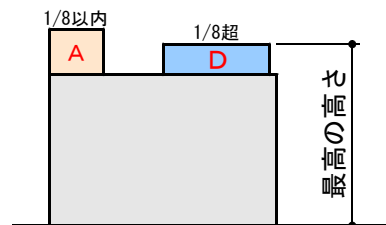


「建築確認手続き等の運用改善(第二弾)及び規制改革等の要請への対応についての解説(平成23年国土交通省)」より

- ・ **A部分**：塔屋及び空調室外機やキュービクル等の太陽光発電設備等以外の屋上設備スペース(令2条1項6号ロに規定する「屋上部分」)
- ・ **D部分**：太陽光発電設備等(「屋上部分」以外の建築物の部分)



- ・ **A部分**が建築面積の1/8以内の場合は、建築物の高さに算入しない。
- ・ **D部分**が建築面積の1/8超の場合は、建築物の高さに算入する。
- ・ **A部分+D部分**が建築面積の1/8以内の場合は、屋上部分とみなし、建築物の高さに算入しない。



建築物の屋上に設置される太陽光発電設備等の建築設備の高さの算定に係る取扱い

建築物の屋上に設置する太陽光発電設備等の建築設備については、当該建築設備を建築物の高さに算入しても当該建築物が建築基準関係規定に適合する場合にあっては、令第2条第1項第6号ロに規定する「階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分」以外の建築物の部分として取り扱うものとする。(H23国住指第4936号)